三条市国土強靱化地域計画

~住みたい、住み続けたいまちづくり~

令和2年1月 三条市

目 次

はし	めに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画 の策定趣旨、位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 計画の策定趣旨 2 計画の位置付け	2
2	地域強靭化に向けた基本目標等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
Ш	リスクシナリオ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
V	事前に備えるべき目標ごとの政策方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	7
5	計画 の推進と見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1 計画の推進 2 PDCA サイクルによる計画の推進 3 計画の推進期間と見直し	4

はじめに

我が国は、阪神·淡路大震災や東日本大震災等の地震災害のほか、毎年のように発生する 台風や豪雨災害など、これまでに数多くの大規模自然災害に見舞われてきた。

こうした中、近い将来発生するとされている南海トラフを震源とする巨大地震や首都直下地震、火山噴火等に対し、これまでの災害対応で得た教訓を生かすことを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(以下「基本法」という。)」が施行され、加えて、災害に負けない強さと、迅速に回復するしなやかさを併せ持つ国づくりを推進する必要があるとの観点から、平成26年6月に、国土の強靱化に関係する個々の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という。)が策定された。

国土強靭化は、国、地方公共団体、民間事業者、そして国民が一丸となって取り組むことが必要であり、それぞれの立場を尊重しつつ連携する体制を構築しなければならない。

これらを踏まえ、今後、発生すると考えられる自然災害に備え、国の「国土強靭化基本計画」及び新潟県の「新潟県国土強靭化計画」との調和を図るとともに、他市町村との連携を強化しながら、大規模災害が発生しても次代につなぐまちづくりが停滞することのないよう、「強さ」と「しなやかさ」を備えた三条市を目指すため、「三条市国土強靭化地域計画(以下「本計画」という。)を策定する。

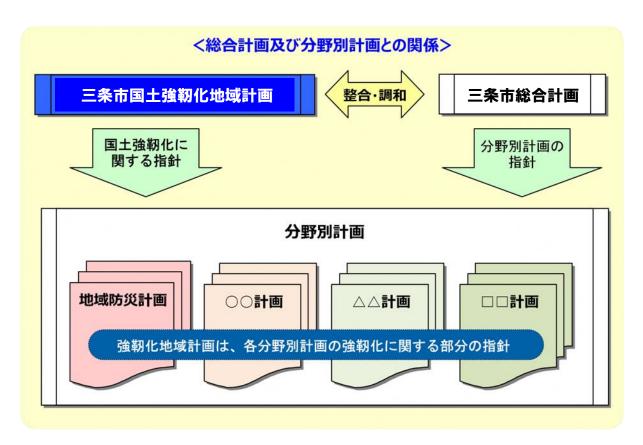
I 計画の策定趣旨、位置づけ

1.1 計画の策定趣旨

国の基本計画と新潟県国土強靭化計画との調和を図りながら、関係団体や事業者、他市町村などの関係者相互の連携の下、本市における国土強靭化に関する施策を総合的、計画的に推進する指針として策定するものである。

1.2 計画の位置付け

国土強靭化基本法(第13条)に基づく国土強靭化地域計画であり、本市における国土 強靭化に関し、本市の最上位計画である「三条市総合計画」と整合を図りながら、地域防 災計画を始めとする各分野別計画の指針とするものである。



Ⅱ 地域強靱化に向けた基本目標等

本市は、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた地域強靱化を推進するため、次の4つの「基本目標」と基本目標を達成するため8つの「事前に備えるべき目標」を定める。

2.1 地域強靱化の基本目標等

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧復興を可能にすること

2.2 事前に備えるべき目標

- i 発災時、人命の保護が最大限図られるように備える
- ii 救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える
- iii 必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える
- iv 情報通信機能、情報サービスが確保できるよう備える
- v 経済活動を機能不全に陥らせないよう備える
- vi ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える
- vii 制御不能な二次災害を発生させないよう備える
- viii 社会・経済が迅速に復興できる条件を整備する

2.3 強靱化を推進する上での基本的な方針等

国土強靱化の理念を踏まえ「基本計画」において定められている事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下に掲げる事項を主な趣旨とする基本的な方針に基づき推進する。

2.3-1 強靭化の取組姿勢

- · 本市の強靭化を損なう原因をあらゆる側面から検証する。
- · 時間管理概念を持ち、長期的な視野を持って計画的に取り組む。

2.3-2 適切な施策の組合せ

- ・ 災害リスクから市民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に抑えるため、本市の 地域課題や特性等に応じてハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的 に施策を推進する。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される 対策となるよう取り組む。

2.3-3 効率的な施策の推進

- ・ 人口減少等に起因する住民の需要の変化や社会資本の老朽化等を十分に勘案しつ つ、財政資金の効率的な配分による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点 化を図る。
- · 国、地方公共団体、住民及び民間事業者等が連携し、役割分担して取り組む。
- · 財政負担をできる限り抑制するため、民間資金の積極的な活用を図る。

2.3-4 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 人のつながりやコミュニティ機能の向上及び地域において強靭化を推進する担い手 が活躍できる環境整備に努める。
- ・女性、高齢者、子ども、障がい者及び外国人等に配慮する。
- ・環境との調和、景観の維持及び自然との共生に配慮する。

Ⅲ リスクシナリオ

起きてはならない最悪の事態に関しては、Iの 2.2 において、i からviiiまでの事前に備えるべき目標を設定し、対象とするリスク及び本市の特性を踏まえ「起きてはならない最悪の事態」として、次のとおり整理した。

1	発災時、人命の保護 が最大限図られるよ うに備える	1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水被害 1-3 大規模土砂災害による犠牲者 1-4 暴風雪や豪雪に伴う犠牲者
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行える よう備える	2-1 被災地への食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の停止 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 2-3 消防等の被災などによる救助・救急活動等の停滞 2-4 医療施設及び医師等の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶 2-5 災害救助における活動拠点、資機材等の不足 2-6 多数の避難者により避難所での避難生活が困難となる事態
3	必要不可欠な行政機 能が確保できるよう 備える	3-1 被災による職員・施設等の機能の低下
4	情報通信機能・情報 サービスが確保でき るよう備える	4-1 重要な情報がテレビ・ラジオ放送の中断等により必要な者に届かない事態 4-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全 に陥らせないよう備 える	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 による競争力の低下 5-2 食料等の安定供給の停滞 5-3 渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への影響
6	ライフライン、交通 ネットワーク等を確 保するとともに、こ れらの早期復旧を図 れるよう備える	6-1 電気、ガス等の長期間にわたる供給停止 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 6-4 防災インフラの機能不全

7		7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生 7-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全 7-3 森林等の荒廃による被害の拡大
	社会・経済が迅速に 復興できる条件を整 備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復 興が大幅に遅れる事態 8-2 長期にわたる事業活動の停止による地域経済の混乱 8-3 復興を支える人材等の不足 8-4 文化財や環境的資産の喪失

Ⅳ 事前に備えるべき目標ごとの施策方針

1 発災時、人命の保護が最大限図られるように備える

1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による犠牲者

- ・住宅等の耐震化に努める。
- ・家具等の転落・転倒防止対策の周知啓発を行う。
- ・国、県及び市の橋梁長寿命化修繕を推進する。
- ・民間の要配慮者利用施設等に対して、適宜、国・県の補助制度等の情報提供を 行うなど、施設の防災機能の強化に努める。
- ・造成宅地の滑動崩落防止対策を推進する。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な浸水被害

- ・中小河川の改修整備や排水路整備などの豪雨対策の強化を図る。
- ・水害ハザードマップ等により危険性や早期避難の重要性に関する啓発を行う。
- ・地域における避難訓練等の支援を行う。
- ・公共下水道事業の雨水幹線整備による排水区域の面積の拡大を図る。
- ・水防体制について、国、県、自治会などの関係機関との連携を図るとともに、 特に、建設業界との連携を強化し、自治会から要請のある耐候性資材への更新 など水防資機材の拡充を図る。

1-3 大規模土砂災害による犠牲者

- ・関係行政機関と連携して、砂防・急傾斜地対策等の土砂災害対策を推進する。
- ・土砂災害ハザードマップ等により危険性や早期避難の重要性に関する啓発を行う。
- ・地域における避難訓練等の支援を行う。

1-4 暴風雪や豪雪に伴う犠牲者

- ・大雪注意報や大雪警報などの防災気象情報での対応はもとより、局地的な大雪にも対応できる体制を構築する。(除雪機械台数の増加、除雪作業員の確保、雪みちナビカメラ設置台数の増加など)
- ・建設関連協議会及び社会福祉協議会、自治会、除雪ボランティア等との連携の 下、要援護者世帯への除排雪を支援する。
- ・地元建設業を支える建設技術者の確保を図るため、特殊機械の運転資格の 取得を支援する。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行えるよう備える

- 2-1 被災地への食料・飲料水等、生命に関わる物資の停止
 - ・緊急輸送道路等として活用される道路整備を推進する。
 - ・橋梁の耐震化を推進する。
 - ・災害支援物資集積拠点、備蓄拠点を整備するとともに、物資配送訓練を行う。
- 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
 - ・国、県道の整備を促進する。
 - ・市道を拡幅するなどの整備を推進する。
- 2-3 消防等の被災などによる救助・救急活動等の停滞
 - ・情報通信手段の多様化などにより、消防や救急活動における情報の伝達収集機 能を充実・強化する。
 - ・被害想定に応じて必要な装備や資機材を整備し、救助・救急機関の災害対応力の強化を推進する。
 - ・広域応援の要請と受入れの体制を充実・強化する。
 - ・消防団の車両・資機材の充実などにより活動能力の向上を図るとともに、防災 訓練などを通じて地域防災力の強化を図る。
- 2-4 医療施設及び医師等の被災等による機能不全及び支援ルートの途絶
 - ・国、県道の整備を促進する。
 - ・市道を拡幅するなどの整備を推進する。
 - ・市道等の無電柱化事業を促進する。
 - ・橋梁の長寿命化を推進する。
- 2-5 災害救助における活動拠点、資機材等の不足
 - ・災害時に多機能を有する公園の整備を促進する。
 - ・疫病・感染症の発生、まん延を防止するため、衛生・防疫体制を確立する。

2-6 多数の避難者により避難所での避難生活が困難となる事態

- ・避難所の災害用備蓄品について、健康・衛生用品の充実を図るなど備蓄体制 を強化する。
- ・外国人観光客などの来訪者の避難に対応できる体制整備に努める。

3 必要不可欠な行政機能が確保できるよう備える

3-1 職員・施設等の被災による機能の低下

- ・庁舎や学校施設を始めとする公共施設について、公共施設総合管理計画に基づく施設の最適化を図るとともに、災害時の避難所としての役割などの防災的視点により機能強化を図る。
- ・庁舎や公共施設の安全対策や各種データの喪失対策を推進するとともに、業 務継続に必要な通信機能、電源、燃料、車両、資機材などの整備を推進す る。
- ・公共施設の躯体の安全性を確保するとともに、天井の脱落防止対策など付帯 する構造、設備についても必要な機能を確保するための対策を進める。
- ・情報を市民に正確に伝達するため、災害発生時は、災害情報共有システム (Lアラート)、緊急速報メール、防災行政無線、広報車、ホームページ、 SNS (フェイスブック等)、ケーブルテレビなどの複数の媒体を常に確実なも のとして維持しておく。
- ・様々な被害想定の下、災害対策本部、避難所の設置、情報伝達等の訓練を行う。

4 情報通信機能・情報サービスが確保できるよう備える

- 4-1 テレビ・ラジオ放送の中断等により重要な情報が必要な者に届かない事態
 - ・市民への情報伝達手段として、災害情報共有システム(Lアラート)、防災行政無線、広報車等の適切な運用、ホームページ、SNS(フェイスブック等)、ケーブルテレビなどの複数媒体による情報伝達方法の確保と適切な運用を進め、今後も情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。
- 4-2 情報サービスの機能停止により、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
 - ・通信インフラの麻痺に備えて、防災拠点となる庁舎に、必要な資機材の整備 を進める。

5 経済活動を機能不全に陥らせないよう備える

- 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による競争力の低下
 - ・国、県道の整備を促進する。
 - ・市道を拡幅するなどの整備を推進する。
 - ・市道等の無電柱化事業を促進する。

5-2 食料等の安定供給の停滞

- ・国、県道の整備を促進する。
- ・市道を拡幅するなどの整備を推進する。
- ・市道等の無電柱化事業を促進する。
- ・橋梁の長寿命化を推進する。
- ・物流の専門家からの助言・指導の下に物資配送計画を見直し、当該計画に基づく訓練を実施する。
- ・災害時の物資供給に関する協定を締結するとともに、その協定等が災害時に おいて確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。
- ・家庭や民間事業所での備蓄を啓発するなど、県、市、民間事業者、地域団体 等と連携して備蓄を推進する。
- ・農業者の減少が懸念される中、担い手の育成などにより、耕作放棄地の発生 防止と的確な食糧生産を図る。
- ・鳥獣による農作物被害の防止を図る。

- 5-3 渇水等による用水供給途絶に伴う生産活動への影響
 - ・緊急輸送道路として活用される道路整備を推進する。
- 6 ライフライン、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図れるよう備える
 - 6-1 電気、ガス等の長期間にわたる供給停止
 - ・電力供給ネットワークが機能停止しても被災者への炊き出し等を行うことができるよう、公園等においてかまどベンチなどを整備するほか、燃料確保の手段を検討する。
 - ・災害時のエネルギー供給の停止等に備え、復旧活動等に関する協定を締結するとともに、その協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡体制を強化する。
 - 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
 - ・水道施設の長寿命化、耐震化を推進する。
 - 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
 - ・下水道施設の長寿命化、耐震化を推進する。
 - 6-4 防災インフラの機能不全
 - ・国、県道の整備を促進する。
 - ・市道を拡幅するなどの整備を推進する。
 - ・市道等の無電柱化事業を促進する。
 - ・橋梁の長寿命化を推進する。
 - ・大規模盛土造成地の滑動崩落防止対策を推進する。

7 制御不能な二次災害を発生させないよう備える

- 7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生
 - ・市道等の整備を促進する。
- 7-2 貯水池、ため池の損壊・機能不全
 - ・農業用ため池の防災減災対策として、災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置等を行う。

7-3 森林等の荒廃による被害の拡大

- ・森林の公益的機能を持続的に発揮し続けていくため、森林の整備や保全を推 進する。
- ・農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、農林業の担い手の確保・育成を図るとともに、観光や文化の面から中山間地の資源を活用する。
- 8 災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件

を整備する

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理停滞より復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - ·災害廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみ減量化や リサイクルの向上を図る。
- 8-2 長期にわたる事業活動の停止による地域経済の混乱
 - ・災害発生時の早期の事業活動の再開に寄与する強固で安定した産業基盤を平時から構築するため、市内企業の収益力の向上のほか、人材の確保・育成に 資する取組を行う。

8-3 復興を支える人材等の不足

- ・災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な避難行動要支援者については、名簿の作成や避難の支援等を通じて、地域と連携した避難支援体制を構築する。
- ・災害用ドローンの導入等、先進の防災技術を駆使して、複雑、多様化する災害に対応できる体制を構築する。

- ・社会資本の整備や除雪・災害時の対応等、地域の安全・安心を確保するため、業界団体と行政及び市民(住民)が連携して、担い手の確保・育成、市 民協働に取り組む。
- ・災害時に必要となる人のつながりを平時から築くため、農村型社会に起源を持つ「地縁型コミュニティ」の維持・存続を図るとともに、趣味、嗜好などの共通の関心事から成る「テーマ型コミュニティ」の構築を推進する。また、その持続可能性を高めるため、若年層の移住・定住に資する取組を推進する。

8-4 文化財や環境的資産の喪失

- ・文化財の被害を最小限に止めるため、耐震処理を施すなど倒壊等による被害 の防止及び安全確保を図るとともに、有形無形の文化を映像等に記録するア ーカイブなど、文化資源の保存に係る対策を検討する。
- ・災害に見舞われたとしても、復旧・復興の機会に地域独自の文化等の伝承の 視点を加えて、よりよい地域づくりを実践できるよう、平時から文化資源の 保存・活用に資するソフト事業を実施することで、次代への継承を図る。

※個別の事業計画は、別紙とする。

V 計画の推進と見直し

5.1 計画の推進

本計画に掲げる施策の推進方針に基づき、本市の各分野別計画を実施することにより、施策の推進を図る。

5.2 PDCA サイクルによる計画の推進

本市の強靭化に向けた計画の推進に当たっては、本計画に掲げる関連施策の総合的かつ計画的な実施と、PDCA (Plan→Do→Check→Action)サイクルに基づく検証が必要であり、そのために各施策の進捗状況等を踏まえた効果的な展開が重要である。

5.3 計画の推進期間と見直し

本計画の推進期間は、社会・経済情勢の変化や国土強靭化施策の進捗状況などを考慮し、概ね5年とする。なお、本計画は、推進期間内において実現する施策のみならず、推進期間中に検討を始めるものや、実現に向けて長期的な展望にたった施策も含まれる。

本計画については、本市を取り巻く社会、経済情勢の急激な変化等が生じた場合には、適宜見直しを行うとともに、別紙の個別事業計画についても、随時、更新や見直しを行う。

また、本計画は、本市の強靭化に関し、各分野別計画の指針として位置付けられるものであることから、国の基本計画や本市の総合計画との整合を図るとともに、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の見直しの際には、本計画との整合を図る。